

安曇野市

下水道事業受益者負担金分担金未収金の不納欠損について

下水道事業受益者負担金及び分担金の未収金の不納欠損の問題についてであります。先程、全協でもご説明を申し上げた内容でございますが、下水道事業受益者負担金及び分担金の未収金について、平成23年度決算において、3億1千5百万円余が累積された未収金として計上されまして、その内の5千2百万円余が徴収権の時効を迎えております。今後における会計処理において、**不納欠損**が必要となりました。

特に、徴収権時効の件につきましては、度々報道された問題となっていてところでございますが、当市におきましても、同様の問題を適正に処理していなかったことが分かりました。今までの経過を含めまして報告をさせていただきますと、下水道事業につきましては、現在まで総事業費951億円を費やし、3,128ヘクタールが整備されまして、31,000戸余りが受益者として、下水道の恩恵を受ける環境となっております。

さらに、この未収金における徴収権の時効については、都市計画法第75条第7項で「負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行わないときは、時効により消滅する。」とし、また、地方自治法第236条第1項でも「普通地方公共団体の権利は、時効により消滅する。」とされております。

消滅時効の起算点は、民法第166条第1項により「権利を行使することができる時」とされております。従いまして、20回の分割支払いの場合には、各分割分の支払期限が到来するごとに、その期限が到来した分の権利を行使すること

ができますので、それぞれ、その時点から時効が進行するということになります。